【スポーツ施設のご利用者様へ】

令和6年12月18日(水)以前の予約で還付対象の予約について

令和6年12月19日(木)から施設予約システムが新しく変わります。
つきまして、令和6年12月18日(水)以前のご予約で、還付対象となります施設使用承認書をお持ちの方は、申し訳ございませんが、振替のお手続きができかねます。
還付振替対象の施設使用承認書をお持ちの方は、還付手続きを行っていただきますよう、
ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【還付手続きに必要なもの】
・使用承認書兼領収書（領収印があるもの）
・認印（シャチハタ不可）
　※個人名の予約の場合はご本人、団体名の場合は構成員の方が申請可能です。
【還付手続き可能窓口】
住友金属鉱山アリーナ青梅

青梅市スポーツ施設運営パートナーズ